……

OKAMOTO ENJOY CARD ポイントサービス規約

……

第１条（本規約の目的）

本規約は株式会社オカモト（以下「オカモト」といいます。）と株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が提携して当社が発行する OKAMOTO ENJOY CARD（以下「本カード」といいます。）の利用に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

第２条（本ポイントサービスの概要）

1.本ポイントサービスは、会員が本カードを利用して決済したカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じて、当社が「オカモト e ポイント」（以下「本ポイント」といいます。）を付与する制度です。

2.会員が本カードを利用したことによるポイントの付与は「本ポイント」のみとし、当社が別に提供するポイントプログラムの提供を受けることができません。

3.会員が「本ポイント」以外に当社が別に提供するポイントプログラムの提供を受けている場合であっても、当該ポイント間のポイント付替、合算などはできません。

第３条（本ポイント付与方法）

1.当社は、毎月当社所定の日に締め切られた会員の新規カード利用代金の月間合計金額に応じて、Pitoff およびオカモトが別途指定する店舗でご利用の場合は 100 円（消費税を含みます。）につき 1 ポイントを付与いたします。（ただし、100 円未満は切り捨ていたします。）Pitoff およびオカモトが別途指定する店舗以外でご利用の場合は 200 円(消費税を含みます。)につき 1 ポイントを付与するものとします。（ただし、200 円未満は切り捨ていたします。）

2.当社は、会員に対して付与するポイント数および累計された有効ポイント数ならびに有効期間等を、当該会員に対して連絡するご利用代金明細書または「インターコムクラブのご利用代金明細照会」（以下、これらを総称して「ご利用代金明細書等」といいます。）により通知するものとします。

第４条（本ポイント付与の対象外取引）

次の各号に定める代金については、本ポイント付与の対象外とします。

1.オカモトでの燃料油・洗車の利用およびオカモトが運営する宅配灯油ならびに宅配ＬＰガス。

2.カードキャッシングの利用代金および手数料。

3.分割払い・リボルビング払いの手数料。

4.年会費等の費用。

5.本カード再発行等に関する手数料。

6.本カード以外でのカードショッピングまたは現金によるお支払の場合。

7. Edy、nanaco、Kyash、WebMoney、TOYOTA Wallet 等の電子マネーの各チャージ利用代金。

8.会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金。

9.本カードの利用代金が、第 3 条第 1 項に記載の金額に満たない場合、およびご利用金額を上回る場合でも、端数金額は本ポイント付与の対象外となります。

10.第 1 項から第 9 項のほか、当社は特定のカードショッピング利用代金または特定の加盟店でのカードショッピング利用代金を本ポイント付与の対象外として定めることができるものとします。

第５条（返品、キャンセル、利用金額変更等の場合）

本ポイント付与の対象となるカードショッピング利用に、返品、キャンセル、利用金額の変更等があった場合、原則として当該利用に対して付与する本ポイントは取消、減算または加算されます。

第 6 条（本ポイントの有効期間）
1.本ポイントの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、各ポイント付与月ごとに管理し、各ポイント付与月から起算して 24 ヶ月後の末日とします。
2.第 7 条、第 8 条に定めるところによって還元がなされなかった場合、当該有効期間を経過した本ポイントは自動的に消滅するものとし、他の有効期間内のポイントに繰り入れたり、有効期間を延長することはできないものとします。
第 7 条（還元）
本ポイントの引換は、当月の当社所定の日に於いて、本ポイント数が 100 ポイント以上の会員に対し、50 ポイント単位で取り纏めたうえで、オカモトデポジットに自動引換することにより還元を実施します。なお、この場合のポイント充当は、ポイント有効期間の満了日の近いものから順次差し引くことにより行うものとします。
第 8 条（還元の条件）
前条の還元は次の条件を満たした場合に行われるものとします。
(1)有効期間内の累計ポイントが引換必要ポイント以上であること。
(2)当社が還元を行う時点で、会員が本カードの会員資格を有していること。
第 9 条（デポジットの有効期間）
デポジットの有効期間は、ご利用代金明細書またはハガキに表示し、通知いたします。
第 10 条（デポジットの利用について）
オカモトデポジットは、「オカモトデポジット」有効期間内に、オカモト各店舗にて利用したカード利用代金から当社が「オカモトデポジット」金額分を差し引きして請求することをもって利用されたものとします。なお、対象となるご利用店名・表記については予告なしに追加、または変更することができるものとします。
第 11 条（公租公課）
本ポイントサービスにより付与された本ポイントについて公租公課が課せられる場合は、会員が公租公課を負担するものとします。
第 12 条（権利の喪失およびサービス停止等）
1.会員が本カードの会員資格を喪失した場合、理由の如何を問わず、当社は会員に通知することなく本ポイントの付与を停止し、会員は当該事由発生前に付与された本ポイントを含め本ポイントサービスの提供を受ける資格を喪失するものとします。
2.当社は、当社に対する支払債務を延滞した会員に対し、何らの通知をなくして本ポイントの付与等のサービスを停止することができるものとします。
第 13 条（権利の譲渡）
会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。
第 14 条（本ポイントサービスに関する疑義等）
本ポイントの有効性、ポイント付与数、本ポイント付与資格に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。
第 15 条（本ポイントサービス変更・中止・終了等）
1.当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。
2.前項により会員に生じた損害については、オカモトならびに当社は一切の責任を負わないものとします。
第 16 条（準拠法）
本ポイントサービスの内容は日本国の法令等が適用されるものとします。